

議案第 号

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）5月16日提出

宝塚市長 森 臨太郎

宝塚市条例第 号

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
宝塚市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第16条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項を次のように改める。

育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

第16条第2項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第16条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

（1） 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

（2） 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、77時間30分とする。

（育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情）

第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

第17条中「部分休業」を「育児休業法第19条第1項に規定する部分休業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により給与額を減額して支給する場合における勤務時間の端数の処理、給与額の減額の方法その他必要な事項は、規則で定める。

第18条を次のように改める。

（部分休業の承認の取消事由）

第18条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合に係るこの条例による改正後の第16条の4の規定の適用については、同条中「77時間30分」とあるのは、「38時間45分」とする。

（宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 3 宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「第16条」の次に「及び第16条の2」を加える。

（宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

- 4 宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「第16条」の次に「及び第16条の2」を加える。

議案第 号

宝塚市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)新旧対照表

現行	改正案
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項並びに第19条第1項及び第2項 _____ の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (部分休業 _____ の承認) 第16条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 勤務条件条例第11条の規定による育児時間、勤務条件条例第11条の9の規定による介護時間又は勤務条件条例第15条第1項の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業 _____ の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項(育児休業法第12条において準用する場合を含む。)、第7条、第8条、第10条第1項並びに第19条第1項から第3項まで及び第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 (第1号部分休業の承認) 第16条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 勤務条件条例第11条の規定による育児時間、勤務条件条例第11条の9の規定による介護時間又は勤務条件条例第15条第1項の規定による育児部分休暇の承認を受けて勤務しない職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該育児部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲で行うものとする。 (第2号部分休業の承認) 第16条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。 (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数 (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数 (育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

(部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第17条 職員が部分休業 <u> </u>の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与 条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第18条 第5条の規定は、部分休業について準用する。	第16条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。 (育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間) 第16条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、77時間30分とする。 (育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情) 第16条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。 (部分休業をしている職員の給与の取扱い) 第17条 職員が育児休業法第19条第1項に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、その勤務しない1時間につき、給与 条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。 2 前項の規定により給与額を減額して支給する場合における勤務時間の端数の処理、給与額の減額の方法その他必要な事項は、規則で定める。 (部分休業の承認の取消事由) 第18条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。
--	---

宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第48号)
 新旧対照表(附則第3項による改正関係)

現行	改正案
(給与の減額) 第14条 (略) 2 職員が宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)第16条_____の規定による部分休業の承認、宝塚市職員の修学部分休業に関する条例(平成29年条例第4号)第2条の規定による修学部分休業の承認又は宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和6年条例第7号)第2条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第14条 (略) 2 職員が宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)第16条及び第16条の2の規定による部分休業の承認、宝塚市職員の修学部分休業に関する条例(平成29年条例第4号)第2条の規定による修学部分休業の承認又は宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和6年条例第7号)第2条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第22号)新旧対照表(附則第4項による改正関係)

現行	改正案
(給与の減額) 第19条 (略) 2 職員が宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)第16条_____の規定による部分休業の承認、宝塚市職員の修学部分休業に関する条例(平成29年条例第4号)第2条の規定による修学部分休業の承認又は宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和6年条例第7号)第2条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。	(給与の減額) 第19条 (略) 2 職員が宝塚市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第25号)第16条<u>及び第16条の2</u>の規定による部分休業の承認、宝塚市職員の修学部分休業に関する条例(平成29年条例第4号)第2条の規定による修学部分休業の承認又は宝塚市職員の高齢者部分休業に関する条例(令和6年条例第7号)第2条の規定による高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

宝塚市職員の育児休業等に関する条例及の一部を改正する条例の制定について

資料 宝塚市職員の育児休業等に関する条例の改正概要

1 改正概要

令和6年8月8日の人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」における「仕事と生活の両立支援の拡充」を目的とした地方公務員の育児休業等に関する法律及び人事院規則の改正に準じて、育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、部分休業制度の拡充を行うよう改正を行う。

現行の「1日につき2時間を超えない範囲内の部分休業」を「第1号部分休業」とし、新たに「1年につき10日を超えない範囲内で1日の勤務時間の一部または全部の時間を取得できる部分休業」を「第2号部分休業」として取得できるパターンに追加する。

【現行】

2 h	
-----	--

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h	
-----	--

① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2 h 以上（1日単位で取得することも可）

② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

また、部分休業の請求を申し出る単位期間を毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とし、特別の事情が生じない限り、単位期間内での変更は認めないこととする。

2 施行日

令和7年10月1日

なお、令和7年10月1日から令和8年3月31日までに「第2号部分休業」を請求した場合の単位期間内の上限は5日とする。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の概要

法律の概要

育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするため、地方公務員の部分休業制度を拡充

※ 人事院の意見の申出に鑑み行われる国家公務員に係る改正法と同様の措置。

改正内容

部分休業制度の拡充

【部分休業制度とは、育児のために勤務しないことを認める制度】

- (1) 部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間（10日相当）を超えない範囲内の形態を設けることとし、職員はいずれかの形態を選択可能とする。

（条例で定める特別の事情が生じた場合は、形態を変更可能）

【現行】

2 h

1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

【改正後】

2 h

① 1日につき2時間の範囲内で勤務しないこと

2 h 以上（1日単位で取得することも可）

② 1年につき10日相当の範囲内で勤務しないこと

職員は、①②のいずれかを選択して取得可能

- (2) 部分休業の対象となる非常勤職員が養育する子の年齢について、「3歳に達するまで」を「小学校就学の始期に達するまで」とする。

施行期日

公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日

※ 国家公務員に係る改正法の施行期日と同じ。